

浦臼町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和5年度の人件費率
令和 6年度	人 1,577	千円 4,263,563	千円 248,391	千円 556,251	% 13.0	% 11.7

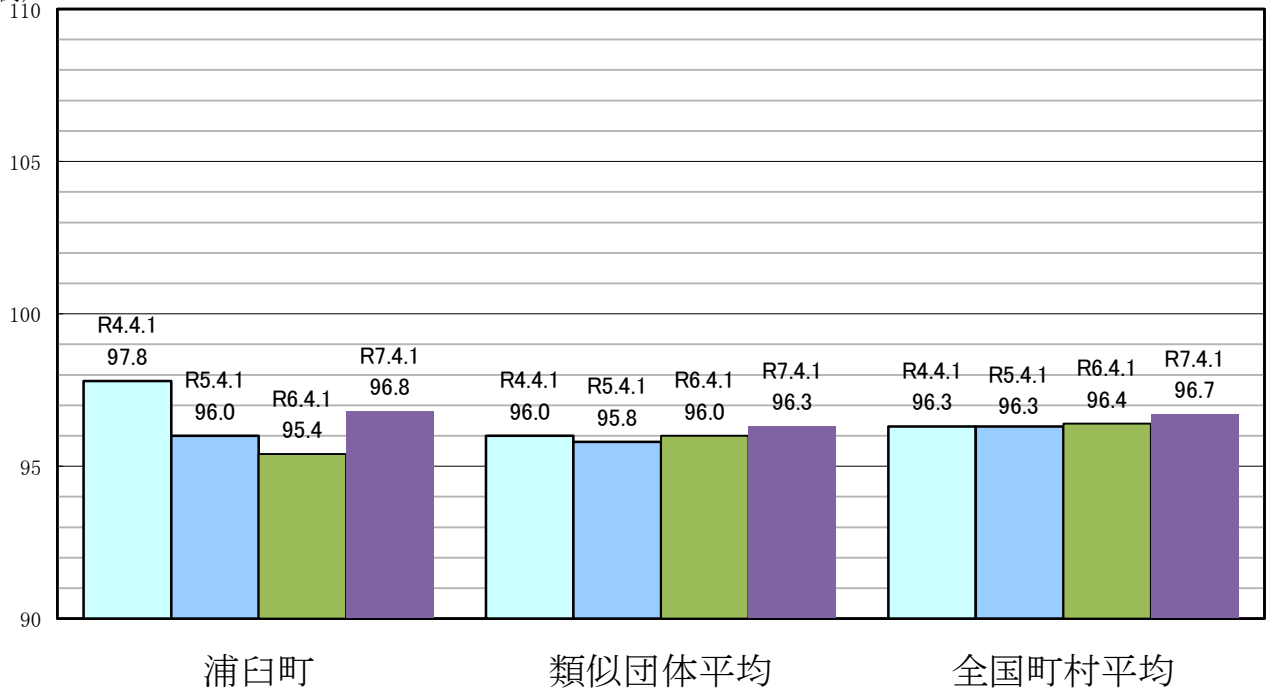
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 6年度	人 53	千円 189,302	千円 37,549	千円 85,975	千円 312,826	千円 5,902	千円 5,732

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況

(例)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 ラスパイレス指数の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和7年4月1日のラスパイレス指数が、①3年連続で上昇している場合、②100を超えている場合についてその理由（給与制度又はその運用を踏まえ記載すること）

(4) 給与改定の状況

※人事委員会を設置していないため記載なし

(5) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表（一）において3級から7級までの初号近辺の号棒をカットし、これらの級の初号の俸給月額の上上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なるの解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

①給料表の見直し

[**実施** 未実施]

（給料表の改定実施時期）令和7年4月1日

（内容）行政職給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から6級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の上上げを実施。（国の7級以上に相当する級がないため、隣接する級間での給料月額の上重なるの解消は実施していない。

②地域手当の見直し

該当なし

③その他の見直し内容

扶養手当、通勤手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。（令和7年4月1日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
浦臼町	42.1 歳	327,100 円	439,300 円	403,900 円
北海道	42.4 歳	327,900 円	397,258 円	371,498 円
国	41.9 歳	332,237 円	—	414,480 円
類似団体	41.3 歳	312,088 円	356,051 円	342,249 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区分		浦臼町	北海道	国
一般行政職	大学卒	220,000 円	220,000 円	220,000 円
	高校卒	188,000 円	188,000 円	188,000 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和7年4月1日現在）

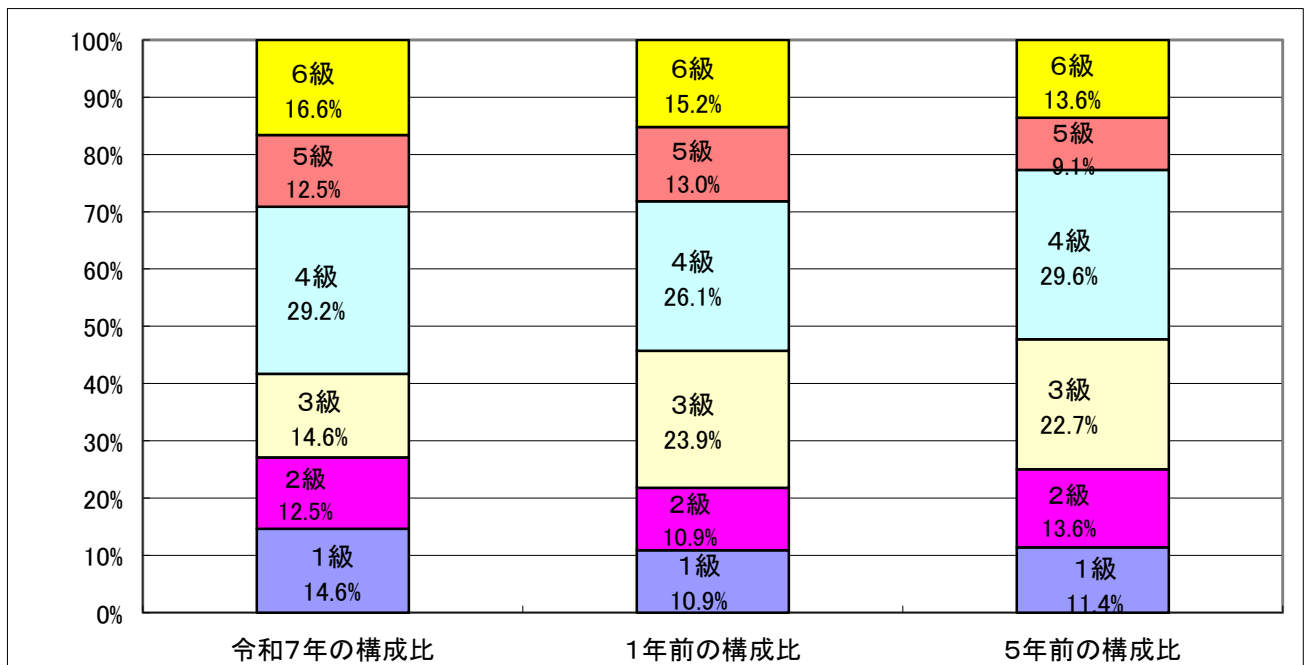
区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	295,200 円	310,400 円	361,900 円
	高校卒	244,800 円	- 円	- 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日現在）

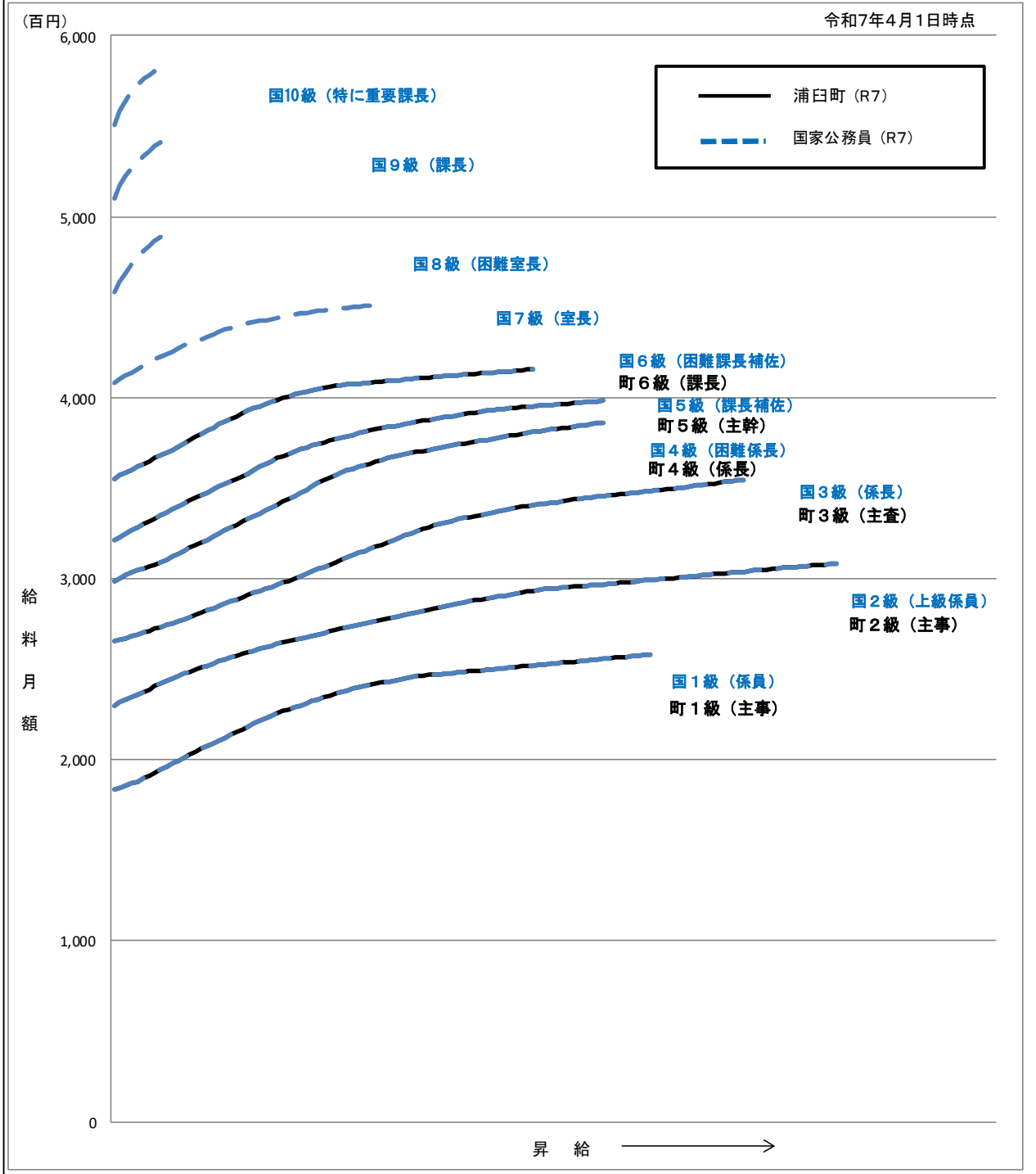
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号俸の給料月額	最高号俸の給料月額
6級	課長	8人	16.6%	355,200円	415,700円
5級	主幹	6人	12.5%	321,300円	398,200円
4級	係長	14人	29.2%	298,800円	386,100円
3級	主査	7人	14.6%	265,300円	354,700円
2級	主事	6人	12.5%	230,000円	308,500円
1級	主事	7人	14.6%	183,500円	258,100円

- (注) 1 浦臼町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成19年に8級制から6級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

(2) 国との給料表カーブ比較(行政職(一))



(3) 昇給への人事評価の活用状況(一般行政職)(浦臼町)

令和7年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している					
活用している昇給区分		昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分					
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ(一律)					
ロ. 人事評価を活用していない		○		○	
活用予定時期		未定		未定	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

浦臼町	北海道	国
1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,623 千円	1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,789 千円	—
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.40) 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.00) 月分 (支給割合が、国の支給割合又は都道府県の人事委員会が勧告した支給割合のいずれか大きい方の支給割合を上回っている場合、その理由)	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.40) 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.00) 月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.40) 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.00) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15% (国を上回る加算措置となっている場合、その理由)	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)(浦臼町)

令和7年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している					
活用している成績率		支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率					
上位、標準の成績率					
標準、下位の成績率					
標準の成績率のみ(一律)					
ロ. 人事評価を活用していない		○		○	
活用予定時期		未定		未定	

(2) 退職手当（令和7年4月1日現在）

浦臼町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
調整率	83.7 / ##		調整率	83.7 / ##	
(国を上回る割合としている場合、その理由)					
その他の加算措置 (退職時特別昇給) (退職時特別昇給を設けている理由)			その他の加算措置		
自己都合 応募認定・定年 1人当たり平均支給額 2,409 千円 0 千円					

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違ることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当

該当なし

(4) 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績(令和6年度決算)	62 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	12,400 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)	9.4 %		
手当の種類(手当数)	10		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
防疫等作業手当	福祉担当職員	伝染病の疑いのある患者の救護等	日額500円
死体処理手当	福祉担当職員	変死者の遺体を収容等	日額1,000円
危険手当	防災担当職員	防災業務	日額250円
滞納処分手当	税務担当職員	町税滞納処分	日額500円
除雪作業手当	建設機械等の運転士及びその他の職員	建設機械等による除雪作業	日額250円
犬取扱作業手当	環境衛生担当職員	野犬の捕獲等	日額1,000円
危険物貯蔵所取扱手当	庁舎管理担当職員	危険物取扱い作業の保安監督	月額500円
建築物環境衛生管理技術手当	庁舎管理担当職員	施設の環境衛生上の維持管理	月額2,000円
有害獣駆除手当	農政担当職員	有害獣(狐)の捕獲等	日額1,000円
蜂駆除手当	環境衛生担当職員	蜂(スズメ蜂)の駆除作業	日額1,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和6年度決算)	12,859 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	300 千円
支給実績(令和5年度決算)	13,450 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	313 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) 寒冷地手当 (令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)		4,986 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		94,066 円	
支給対象地域		世帯主等の区分	支給額
2級地	世帯主である職員	扶養親族のある職員	26,000 円
		扶養親族のない職員	14,500 円
	その他の職員	9,800 円	
国と異なる制度がある場合はその内容と、国の制度を上回る場合はその理由			

(7) その他の手当 (令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給される手当。 ・配偶者 3,000円 ・父母等 6,500円 ・子 10,000円(満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの間にある子は5,000円加算)	同じ		5,806 千円	223,307 円
住居手当	自ら居住するための住宅を借り受け月額16,000円を超える家賃を支払っている職員及びその所有に係る住宅に居住している職員で世帯主である職員に支給される手当。 ・借家 月額28,000円を限度に支給 ・持家 月額6,000円	異なる	国は持家の場合支給なし	6,542 千円	152,125 円
通勤手当	通勤のため交通機関を利用し運賃を負担している職員や自動車等の交通用具を使用している職員に支給される手当。 ・交通機関 定期代金額(最高55,000円) ・自動車等 2 ^千 以上60 ^千 未満は距離に応じ2,000円～29,800円、60 ^千 以上は31,600円	同じ		195 千円	64,800 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対し、職制上の段階、給料表の適用級に応じて支給される手当。 ・課長(行(一)6級) 41,500円 ・主幹(行(一)5級) 31,700円	異なる	職制上の段階が異なる	6,564 千円	437,586 円
休日勤務手当	祝日法による休日等及び年末年始の休日等の正規の勤務時間の勤務に対して支給される手当。勤務1時間につき勤務1時間当たりの給与額に100分の125～100分の150までの範囲内で定める割合を乗じて得た額が支給される。	同じ		4(5)時間外手当に含まれる	
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から午前5時までの間に勤務した職員に対して支給される手当。勤務1時間につき勤務1時間当たりの給与額の100分の25が支給される。	同じ		4(5)時間外手当に含まれる	
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務をした職員に支給される手当。 ・日額4,400円(勤務5時間未満は半額)	同じ		539 千円	10,365 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要等により週休日、祝日法による休日等、年末年始の休日等に勤務した場合に支給される手当。勤務1回につき2千円～4千円の範囲で支給される。	異なる	支給額が異なる	0 千円	0 円

5 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	町 長	687,200 円 (859,000 円)	(参考)類似団体における最高/最低額 846,800 円/ 528,000 円	
	副 町 長	581,280 円 (692,000 円)	677,700 円/ 481,000 円	
報 酬	議 長	278,000 円	400,000 円/ 203,000 円	
	副 議 長	220,000 円	314,000 円/ 130,000 円	
	議 員	184,000 円	290,000 円/ 109,000 円	
期 末 手 当	町 長 副 町 長	(令和6年度支給割合) 4.60 月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(令和6年度支給割合) 4.60 月分		
退 職 手 当		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	町 長 副 町 長	給料月額×在職年数×5.126 給料月額×在職年数×3.234	14,090,348 円 7,519,438 円	任期毎 任期毎
	備 考			

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

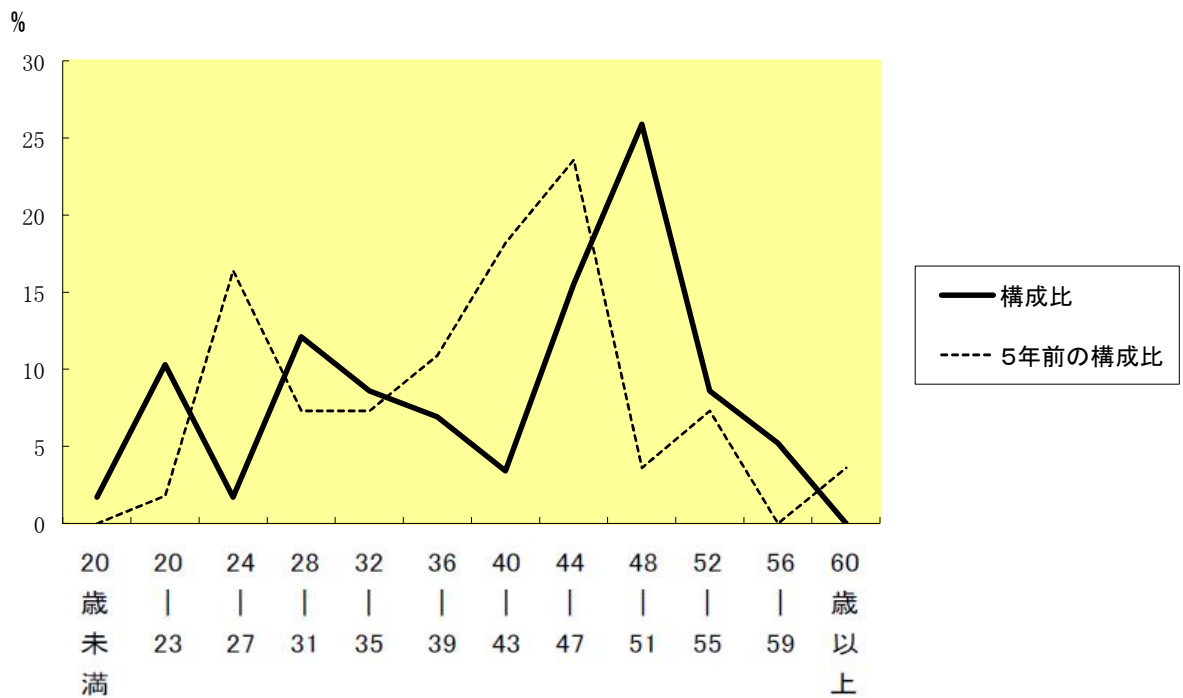
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由	
		令和6年	令和7年			
普通会計部門	議 会	2	2	0	欠員	
	総務企画	17	16	-1		
	税 務	4	4	0		
	民 生	2	3	1		
	一 般 行 政 部 門	衛 生	9	9	0	欠員
	農林水産	6	5	-1		
	商 工	3	4	1	欠員補充	
	土 木	5	6	1	土木技術職員の採用増	
	計	48	49	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 310.72 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 207.64 人)	
	教育部門	5	5	0		
	小 計	53	54	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 342.42 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 244.85 人)	
公営 企 業 計 等 部 門	下水道	1	1	0		
	その他	3	3	0		
	小 計	4	4	0		
合 計		57	58	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 367.79 人	
		[83]	[83]	[0]		

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和7年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	6人	1人	7人	5人	4人	2人	9人	15人	5人	3人	0人	58人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	46	46	48	48	48	49	3 (6.52%)
教育	5	5	5	5	5	5	0 (0.00%)
普通会計	51	51	53	53	53	54	3 (5.88%)
公営企業等会計	4	4	4	4	4	4	0 (0.00%)
総合計	57	55	55	57	57	58	3 (1.75%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。